

日本最南端の自然文化都市



ISHIGAKI  
(石垣市シンボルマーク)



## もうすぐトライアスロン大会

4月13日に行われる97トライアスロンワールドカップ石垣島大会の成功へ向け  
て機運が盛り上がる中、3月9日と15日に市内各地において草花の苗の植栽作業  
が行われました。

この作業は、市民一人ひとりの手で花と緑でまちづくりをすすめ、トライアスロ  
ン大会で石垣市を訪れる多数の選手や観光客を歓迎しようといわれたものです。  
当日は、地域の婦人会や子ども会、市民踊愛好会をはじめ関係者多数が参加しました。

晴天に恵まれた陽気の中で、午前10時から12時までの約2時間、サルビアやコ  
スモスの花の苗などあわせて1万本余りを植えました。また、参加者には花の苗  
の無償配付が行われました。運営委員会では、各地区において市民による栽培管  
理を呼びかけています。

石垣市の情報をインターネットで発信しています  
<http://www.infor yukyu.or.jp/~nanpu14/>

1997年 3月号  
No. 307

(平成9年3月10日発行)

### 人口と世帯数

総人口 43,441  
男 21,870  
女 21,571  
世帯数 15,448

(平成9年1月末日現在)

# '97 ITUトライアスロン・ワールドカップ石垣島大会

## 石垣島ファミリートライアスロン大会



# シドニーオリンピックは 石垣島大会から

シドニーオリンピック  
くまであと三年

アトラクタ・オリンピックが終了し、シドニー大会まですでに四年を切った現在、オリンピックでの正式競技となったトライアスロンは、内外から注目を集めています。

そのような中で、今年のトライアスロンシーズンは、石垣島から始まります。昨年からITUトライアスロン・ワールドカップシリーズが石垣島でも開催されるようになり、世界の目がこの南国の島に集まるようになりました。

### 開幕戦を飾る 石垣島大会

世界のトライアスロンは、二千年のシドニーオリンピックに向けて動き出しています。ご承知のように、シドニーオリンピックでは、トライアスロンが正式競技に採用され、さらに開会式翌日の最初の競技に女子のトライアスロンが決定しているなど、世界的にトライアスロンに対する期待が高まっています。

このような中で、国際トライアスロン連合（ITU）では、このシドニー大会の出場選手を決める方法に一九九七年からのポイントランキング制を打ち出しました。現在、オリンピックへの出場選手は、男女五十名が予定されていますが、このうち三十名ずつをITUのランキングによって決めようというものです。そのITUワールド・ランキングは、一九九七年の一月一日をもって、すべてのアスリートの持ち点がゼロとなり、二千年の五月二日までの加算ポ

イントで出場選手を決めようというシステムです。そして、この息の長いシステムにより、日本選手のオリンピック出場もチャンスが広がったといえるでしょう。つまり、二千年に向けてのトライアスロンは、ここ石垣島が発点となるわけです。また当日、一般のトライアスリート八百名が参加する97石垣島ファミリートライアスロン大会も開催されます。一般のアスリートにとって待ちに待った開幕戦です。

### シドニー(次回オリンピック開催地)



オーストラリア南東部に位置し、メルボルンと並んでオーストラリアの産業、交通、文化の中心都市で国最大の工業都市。人口は二百八十七万人余り。市街地面積は、東京二十三区の約二・四倍。気候は比較的温暖である。シドニーの歴史は、オーストラリア最初の入植地として一七八八年に始まり、入植を立案した内務大臣シドニー卿にちなんで命名された。

今世紀最後の西暦二千年にオリンピックが開催される。

# 宮良牧中の 調査を実施

二月二十五日に  
調査再開

新石垣空港の早期建設は、八重山圏域の二十一世紀を展望するとき、欠くことのできない最も大切な基礎条件であり、すべての八重山郡民が一日も早い早期着工を求めています。

沖縄県においては、二月二十五日から宮良牧中の現地調査を再開いたしました。

この調査は、新石垣空港の候補地の客観的な資料を得ることを目的とするものであり、空港立地上の適否を含めて科学的な解析を行うことによりサンウルシなどこれまで提起のあった様々な問題に対しても正確に判断することが可能となります。

実施されたのは、気象観測・土質調査・測量調査などで二月二十五日以降、予定どおり順調に進められました。

また、今回からは新たに環境現況調査が着手され、平行して調査が進められました。

これらの調査は、第七次空港整備五か年計画への組み入れとともに、膠着した事態を

打開する、大きく確かな一歩であります。

今後とも八重山圏域の振興発展のため、ご理解、ご協力をお願いいたします。

実施された各調査の内容は次のとおりです。

## 【気象観測】

予定地内の年間を通じた風向・風速を観測し、ウインドカバレツジの算定等の気象条件の把握をするために行われます。宮良牧中地区においては、サンウルシと呼ばれる横風の発生が指摘されており、その観測も行われます。（空港の設置許可に必要な気象観測データは、通常は近郊の気象観測データでよいとされており、現時点では、現空港の気象データと真栄里ダムでの周年観測データ等を参考にしております）

## 【土質調査】

予定地内をボーリングし、土質及び岩盤の状況を調査して地質構造や地下水位等を確認します。その結果は、先の測量調査の結果と併せて、滑走路やエプロン等の舗装の仕

方や、施工方法の検討、赤土流出防止策等の検討を行います。

## 【測量調査】

基準点測量、地形測量及び縦横断面等を実施し、計画地域の現況地形を詳細に把握するものです。その結果を基に計画地域境界の線引きをして区域を確定します。また、切土盛土の土工量を算出して、土質調査の結果と併せて滑走路やターミナルの位置・平面设计構造断面等の設計が行われて、施工方法の検討ができます。

## 【環境現況調査】

周辺の河川・海域を含む地域内の動植物・大気・土壌・水質など広範囲にわたり現況を詳細に把握するために実施されるもので気象観測調査とともに向こう一年間にわたり、各種データの採取・記録が行われます。



土質調査のためのボーリング作業



気象観測用ハンザマスト風向風速計



# 石垣市のイメージを伝えよう

## シンボルマークと標語の普及をはかる

### きらめきの浪漫海道—いしがき

石垣市は今年、市制五十周年という歴史的な節目にあたり、新しい時代にふさわしい石垣市のイメージづくりのためにCIを導入し、石垣市を内外に広くアピールするイメージアップ推進事業を展開しています。CIとは、コーポレート・アイデンティティーの略称で、企業のイメージ統一戦略のことをいいます。

石垣市のより良いイメージをつくるためには、新しい時代に向かう「石垣のこころ」を内外に分かりやすいデザイン（シンボルマーク）や言葉（標語）で統一的に表現し、伝えることが大切です。

石垣市では内外から応募のあった作品の中から審査によりシンボルマークと標語を決定しました。

### 市紋章とシンボルマークの区別

市紋章は権威性を持った市の象徴的紋章であり、使用対象は市長表彰（賞状・表彰状・感謝状など）や市の証明となる各種証明書等です。

これに対して、シンボルマークはイメージアップを図るため、より広く市民の皆様が使用できるよう今後、普及拡大していきたいと考えております。

シンボルマークと標語が、多くの市民に親しまれ、石垣市のイメージを内外に広く発信させるため、広く市民の皆様が利用していただけますようお願い致します。使用を希望される方は企画室に備え付けの申請書に必要な事項を記入して申し込んで下さい。

### 【問い合わせ】

総務部企画室

☎ 2-11243

### 奏でましようゆとりの町のハーモニー

#### ゆとり創造宣言都市サミット

沖縄県内においては、石垣市、那覇市、平良市、浦添市の四市が「ゆとり創造都市宣言」が行われており、二月二十七日に浦添市において四市の市長が一同に会して「沖縄県ゆとり創造宣言都市サミット」が開催されました。

各市では、「ゆとり創造モニュメント」を建立するなど、特色を生かしたゆとり創造について取り組んでおります。

大濱市長はこれまでの石垣市での取り組みを紹介し、「ゆとりは、単に労働時間の短縮だけではなく、職場、家庭、



四市の市長が参加した「ゆとり創造宣言都市サミット」

地域でゆとりを考慮しながらバランスをとる必要がある」と説明しました。同サミットでは、ゆとり創造が実現されることを目指し、「生活にゆとりを持ち、充実した時間と潤いのある生活を送ることは、人間性豊かな郷土の建設にとって重要である」として真にゆとりある社会の実現へ向けて共同でアピールを行いました。

石垣市は平成七年八月に労働省、全基連（社）全国基連関係団体連合会）が推薦する「ゆとり創造宣言都市」に指定されました。

この事業は市民のゆとり創造を進めようとする都市を対象として、その広報啓発活動を支援するために実施されています。

ゆとりは、心豊かな市民生活の第一歩であり、市民一人ひとりが日々の生活に真の豊かさゆとりを実感できる魅力あふれるまちづくりをめざし、真の「ゆとり」の実現をめざしましょう。

# 長寿を称え 頌状と記念品授与

石垣市では旧暦の一月一日に当たる二月八日に今年百歳と八十五歳を迎えた生年者を称える記念行事を行いました。今年、百三十三名の受賞対象者があり、大濱市長をはじめ三役が各家庭や施設、市民会館中ホールにおいて、一人ひとりの生年者へ頌状と記念品を贈りました。

## 生年者名(地区別)

### ▲百歳▲

○徳松静(字登野城八九四番地) ○仲嵩コヤ(字登野城八九四番地) 崎山マツ(字石垣四四番地) ○玉代勢ヨシ子(字石垣六五番地の一)

### ▲八五歳▲

【登野城】○平良政子(字登野城二番地の四八) ○坂名城千代(字登野城二九番地) ○根原フジ(字登野城九二番地の八) ○仲村渠カメ(字登野城九五番地の四) ○新垣トヨ(字登野城一〇四番地の一) ○石垣正二(字登野城一一九番地の三) ○新里メガ(字登野城一二三番地の二) ○仲盛富太郎(字登野城一二四番地) ○保里ハツ(字登野城一五六番地) ○知念千代(字登野城一五九番地) ○宮良直文(字登野城一九二番地の一) ○古堅好(字登野城二二一番地の六) ○新城浩(字登野城三四九番地) ○登野城清治(字登野城三六四番地) ○仲嵩ミタ(字登野城三八七番地) ○下地フミ(字登野城五七五番地の三) ○洲鎌キヨ(字登野城五九六番地) ○洲鎌良功(字登野城六五五番地の十) ○小波本清三(字登野城六



大濱市長から頌状と記念品が授与されました

九八番地の三) ○新城フミ(字登野城八九四番地) ○嘉手苺忠彦(字登野城八九四番地) ○仲嵩サカヤ(字登野城八九四番地) ○奥平タミ(字登野城八九四番地) ○東崎原クヤマ(字登野城八九四番地) ○保多盛文(字登野城八九四番地) ○西垣正(字登野城八九四番地) ○與西たづ子(字登野城一一四八番地の十) ○村山信英(字登野城一一九五番地の五) ○大川サカエ(字登野城一一二一〇番地の一)

【大川】○新井潔(字大川二十番地) ○福里マツ(字大川二九番地) ○新盛トヨ(字大川五六番地) ○大田正吉(字大川六六番地) ○上江洲正雄(字大川一一八番地の一) ○伊良皆ヨシ子(字大川一九七番地の一) ○坂名城長方(字大川三〇一番地) ○慶田城ヒデ(字大川三二二番地) ○田島信奉(字大川三三四番地) ○前盛クニ(字大川三七八番地) ○金城常慶(字大川三九四番地)

【石垣】○新垣ちよ(字石垣四十番地の一) ○登野城ウメ(字石垣四一番地) ○下地カマド(字石垣一五三番地の一) ○洲鎌誠助(字石垣一六八番地の一) ○伴根地正致(字石垣一八一番地) ○池城弘(字石垣一九五番地) ○糸洲ハル(字石垣二三八番地)

○坂名城文(字石垣二四二番地の三) ○崎山用立(字石垣三二二番地) ○仲新城ヨシ(字石垣三三五番地の二) ○大濱ユキ(字石垣三九一番地) ○西原ウト(字石垣四〇四番地の二) ○船附利雄(字石垣四〇六番地の一)

【新川】○山川和(字新川二番地の一) ○泉水ナエ(字新川十九番地) ○崎山春山(字新川六四番地の一) ○宜野座シケ(字新川六八番地) ○宮良春(字新川七七番地) ○上原カマ(字新川九一番地の三) ○入嵩西節子(字新川一三一番地の一) ○譜久島カマガマ(字新川一六一番地の一) ○唐真盛行(字新川一八一番地) ○仲唐カナン(字新川一九三番地) ○大エマツ(字新川二〇八番地) ○伊計カマド(字新川四三五番地の三) ○池城安規(字新川二二三番地の一) ○前木貞(字新川二三〇七番地の五) ○吉本鶴(字新川二三五七番地の三) ○仲間マツ(字新川二三七二番地の二十)

○松川マイツ(字新川二三九八番地・呉屋方) ○砂川信(字新川二四一八番地の一) ○知花シツ(字新川二四二三番地の四五) ○仲村和子(字新川二四二三番地の二二) ○亀谷カズ(字新川二四五二番地) ○成底シツ(字新川二四五三番地の三)

【新栄町】○内野キク(新栄町十三番地) ○大底悦(新栄町十五番地の六) ○岸本モリ(新栄町十七番地の二四) ○上原仁吉(新栄町十八番地の二五) ○上原サチ(新栄町十八番地の二五) ○島本秀雄(新栄町二五番地の二七) ○川満光子(新栄町五三番地の二)

【美崎町】○金城善吉(美崎町一三番地の二) ○宮良秀(美崎町七番地の一)

【名蔵】○松川マツ(字名蔵二四三番地の二五六)

【崎枝】○石垣ヒサ(字崎枝二三九番地) 【川平】○岸本フミ(字川平六七四番地) ○島袋オナリ(字川平八五九番地) ○具志堅カマド(字川平一一一八番地の八三) 【平得】○真栄城初枝(字平得一七六番地) ○藏下芳男(字平得三三五番地) ○石盛文子(字平得三四六番地の一)

【真栄里】○小波つぎ(字真栄里一〇九番地) ○宮良當方(字真栄里二〇七番地の二) ○加屋本カメ(字真栄里四二六番地の三) ○宮良カネ(字真栄里四三六番地の十) 【大浜】○松竹ミツ(字大浜一八番地の一) ○大濱米藏(字大浜三三番地) ○前盛豊(字大浜七三番地の一) ○大島喜久(字大浜十三番地) ○小濱ナベ(字大浜一四九番地) ○中原成功(字大浜二四九番地の二) ○花城文子(字大浜二九二番地の二) ○長間シゲ(字大浜二九九番地の二) ○登野城シゲ(字大浜四〇三番地の一) ○當銘龜造(字大浜二〇六四番地)

【宮良】○前花テル子(字宮良五七番地の一) ○大浜永昌(字宮良九七番地の十八) ○玉那覇満(字宮良一一三一番地の二) ○島仲太郎(字宮良一一三一番地の二) 【白保】○沖山秀光(字白保六十番地) ○長濱文(字白保一〇二番地) ○長浜正雄(字白保二一四番地の三) ○内原玉(字白保二三一番地) ○小濱カマト(字白保二五九番地の一) ○親里カマト(字白保七四一番地)

【桃里】○平良亀一(字桃里一六五番地) 【伊原間】○恩河旨昌(字伊原間二六番地の六) ○比嘉トミ(字伊原間三二一番地) ○島袋武雄(字伊原間三四九番地)

【野底】○上地マハイ(字野底二三八番地) ○川満ヨシ(字野底一一八番地) ○佐久川光子(字野底一一三〇番地)

# 限られた資源を 有効に使おう

## 市民総ぐるみで

## ごみ対策を



### みんなでごみ対策

近年、生活様式の多様化や消費形態の変化などにより、ごみの排出量は毎年増加し、ごみを取り巻く問題が、大きな社会問題になっていきます。

石垣市が使用しているごみ処分場は、満杯状態になりつつあり、効率的にごみを処理するため、ごみ焼却施設と最終処分場の整備を進めています。

ごみの減量化と再利用は市民一人ひとりが自己の問題として受け止め、市民と行政が一体となって推進しなければなりません。

### リサイクル社会 みんなの役割

リサイクル活動は、身近にある空き缶や空きビンの分別回収、古紙の再生や古着の再利用など、限られた資源をより有効に使おうという考えから始まりました。

空き缶や新聞紙など、再利用できる製品は家庭にたくさんあります。そのためリサイクル活動は、市民一人ひとり

がその気になればきっかけはいくつもあるのです。

まず、手始めに家庭で不要になったものを近所の人と交換し合ったり、分別ごみに協力してはいかげでしょう。そのような活動を通して意識を高め合い、一歩進んだリサイクル活動を始めて下さい。

また、現在は地域レベルで行われる活動が多いので、地域の婦人会等の運動に協力をするのも一つの方法です。

### 環境への配慮と リサイクルへの関心を

実践的な活動のほかに、消費者としての活動があります。私たちがいくらリサイクルを行っても、商品を生産する企業がリサイクルについての認識がなければ、本当の意味でのリサイクルとはいえません。

そのため、現在リサイクル活動をしている多くの人は、自分たちの手で空き缶や古新聞の回収などのリサイクルを進める一方、企業にもリサイクル活動を促す活動を行っています。企業のリサイクル意識を高めるためには、消費者

の提言が大きな力を持つからです。

### 再生可能な商品を利用

商品を選ぶ際には、繰り返し使える「リターナブルビン」などを使用したり、買物の時には買ひ物袋を持参したり、過剰包装されていないものを選ぶなど、生活のなかに「リサイクル」を取り入れ、リサイクルできる商品を積極的に使用しましょう。また、ごみとして出す前に、自分でリサイクルできないどうか考えることも大切です。

「環境に対してどのような配慮を行っているか」などを考え、消費者としてリサイクル意識を持った買い方をすることも大切なポイントなのです。こうした運動すべてがリサイクル活動といえます。

一人ひとりが生活を見直し、身の回りの資源を有効に活用しようとする努力し、意識を高めていきましょう。あなたの周りを見回して、出来ることから始めてみませんか。

# 六月二日から ごみの分別が始まります

## 本格的な分別収集

石垣市では六月二日より本格的に分別収集を行います。これまで使用されていた黒色又は青色のごみ袋は収集いたしません。

五種類に分けられるごみは次の通りです。

- ①もやすごみは「半透明の袋」を使用して下さい。
  - ②もやさないごみは「透明の袋」を使用して下さい。
  - ③資源ごみは「透明の袋」と「ひも掛け」を使用して下さい。
  - ④粗大ごみはこれまで通り電話により申込んで下さい。
  - ⑤有害ごみは「透明の袋」を使用して下さい。
- 快適な生活環境をつくり、明るい地域社会を築くため、石垣市がこれから行う分別収集に協力して下さい。

## ごみ捨場へのごみの持込みは

### 六月二日から許可制になります

今年の十月に焼却施設が完成し、また平成十一年には管理型最終処分場が完成します。これは、ごみの正しい処理を



六月より許可制となる大浜のごみ捨場

行うための施設です。そのため、同施設に正しく分別されたごみが入るようになります。最終処分場の寿命を延ばすため、今のごみ捨場に市民がごみを持ち込む場合は、環境保護課から許可書の交付を受けた後にごみ捨て場に搬入して下さい。許可書が無いとごみ捨場に入れません。

許可書の発行は、月曜日から金曜日までの午前十時から午後四時までです。(土・日・祝祭日・正月三日は、発行しません)

## 防災の輪つなげて 広げて なくす火事

三月一日から七日の一週間「春の全国火災予防運動」が全国的に展開されました。

この時期は、空気が乾燥し、火の回りが早く、逃げ遅れることがあります。火災が発生したときの避難方法、消化器の正しい使い方を身につけましょう。

建物火災による死者のうち、最も犠牲者の多いのは六十五歳以上のお年寄りで、約五割を占めています。乳幼児やお年寄りは、火を見て怖がったり、体が思うように動かなかったりして悲惨な結果になることがあります。

火災は「慣れ」と「油断」から発生するといわれています。火災は、一瞬にしてすべてを焼き尽くしてしまいます。怖い災害と分かっていても、それを防ぐ気持ちが緩みがちになっていませんか。

火災発生の時間帯で多いのは深夜から早朝にかけてです。特に多いのが午前一時台の火災で、次に多いのは午後二時

台と午後十一時台です。

家庭の中にも簡易型火災警報器を取り付け、寝ている間の出火にも対応できるように、万全の対策を取りましょう。

火災から家が守るため、毎日の心がけと行動を継続させていくことが何よりも大切です。

### 避難場所や避難経路を 家族で話し合おう

火災での死亡原因で一番多いのは「やけど」次いで一酸化炭素中毒や煙に巻かれての窒息で、逃げ遅れて死に至る場合が多く、気がついたときには火や煙が回りすでに逃げ道がなかったと思われることが多くなっています。

お年寄りや子供は玄関や非常口など、出口に近い場所に寝室をつくるなど、社会的弱者を火災から守る対策を考えして下さい。

火災から身を守るために日頃から家族で話し合うことも大切です。

# 春の大掃除

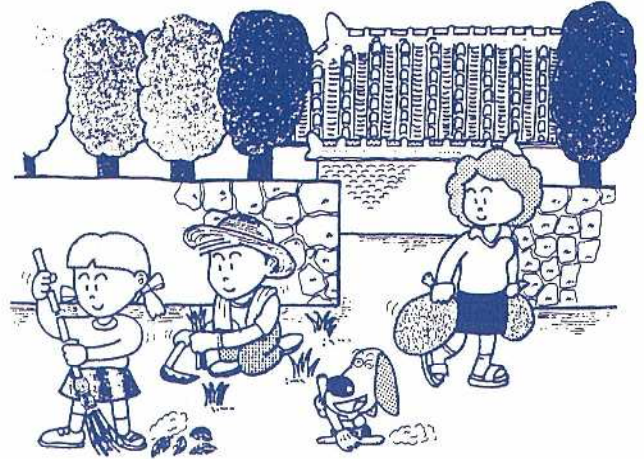
3月24日から4月4日まで

清潔で住みよい  
生活環境を創ろう

快適な市民生活を営む上で各家庭から出される「一般廃棄物」や事業所等から出される「産業廃棄物」は出来るだけ減量化し、早目に適切に処理されることが大切です。

また、食中毒・伝染病を媒介するおそれのある鼠・蚊・蠅などの衛生害虫等も駆除し、環境浄化を進めなければなりません。

さらに、4月13日に開催されるワールドカップトライアスロン大会を目前に控え、きれいなまちづくりで大会を成功させるため、3月24日から4月2日までの間、秋の大掃除を実施し、より良い生活環境をつくりたいと思います。市民の皆様の積極的なご協力をお願いします。



## 検査及び指導日程

- 3月24日(月)：新川・新栄町・浜崎町
- 3月25日(火)：登野城・八島町
- 3月26日(水)：大川・石垣・美崎町
- 3月27日(木)：平得・真栄里・磯辺・白保
- 3月28日(金)：大浜・高田地区・三和・川原・於茂登  
開南・嵩田・名蔵・元名蔵
- 3月31日(月)：磯辺団地・磯辺第2団地・宮良団地・  
登野城団地・新川団地・新川第2団地・  
真喜良団地・真喜良第2団地・真喜良  
第3団地・県職員真栄里団地・国家公  
務員宿舎・平真団地
- 4月1日(火)：大里・星野・伊野田・大野・伊原間・  
明石・吉野・久字良・平久保・平野
- 4月2日(水)：崎枝・川平・大嵩・仲筋・吉原・米原・  
富野・大田・伊土名・野底
- 4月4日(金)：宮良

当日は市役所から派遣された職員が自治公民館等の役員と共に各戸を訪問し、検査指導を行います。

石垣市民生部環境保護課

☎2-9911(内線243)直通 2-1285

## 清掃の重点項目

- ① 建物の内外を清掃して下さい。また、建物に面する道路・側溝の清掃を行い、雑草を除去して下さい。
- ② 家庭や事業所から出るごみの再利用や減量化を心がけ、きちんとごみを出して下さい。
- ③ 鼠や衛生害虫を駆除するために雨水や排水を早めに排除して下さい。
- ④ 貯留槽は定期的に清掃し、専門業者に保守点検を依頼して下さい。
- ⑤ 空き地の管理者や所有者は空き地の不良の状態を解消し、市民が安心して利用できるようにして下さい。

## し尿の汲み取り、浄化槽の清掃は下記業者へ

業種	許可番号	業者名	氏名	所在地	電話
し尿	5	第一衛生社	下里金市	登野城976-5	2-4434
	6	石垣衛生社	次呂久邦雄	石垣144-2	2-4960
	7	昭和衛生社	入嵩西太郎	新川153-3	2-6312
浄化槽汚泥	8	水質管理サービス㈱	我喜屋隆	平得228	3-0555
浄化槽 清掃業	1	昭和衛生社	入嵩西太郎	新川153-3	2-6312
	2	石垣衛生社	次呂久邦雄	石垣144-2	2-4960
	3	水質管理サービス㈱	我喜屋隆	平得228	3-0555

## 事業系ゴミの処理

(スナック、喫茶店、商店、事務所などのゴミ)

事業系ゴミは、自己処理が原則です。自己処理出来ない場合は、市の許可した下記の一般廃棄物処理業者と契約するか、又は自分で処分場に搬入して下さい。

業種	許可番号・業者名	氏名	所在地	電話
ごみ	1. 高良清掃社	高良朝尚	登野城927-3	2-6267
	2. タカシマ清掃社	高島忠次	新栄町20-21	3-2348
	3. 上真地清掃社	上真地正夫	浜崎町2-6-37	2-8387
	4. 石垣環研	我喜屋隆	平得228	3-0555



# 夜間に多い死亡事故

## 交通ルールを守り 交通事故をなくそう

### 交通死亡事故が発生

今年に入り、一月十日に大浜の国道で交通死亡事故が発生し、二十六日にはパンナ一岳近くの県道で再び死亡事故が起きました。八重山警察署管内では、昨年二月十三日以来死亡事故ゼロが続いていましたが、この記録も途絶えることになりました。



一月十日午前四時ごろ、大浜のAコープ大浜店前の国道三九〇号線で平得方面から白保方面に向けてかなりのスピー

ドで走っていた車がゆるやかなカーブを曲がり切れず、信号機のポールやガードレールに衝突し乗っていた三人が車外に投げ出され、助手席の男性が即死するという死亡事故が発生しました。JA八重山郡大浜支所前の信号ポールは車が正面から衝突し、その衝撃で「く」の字に曲がりました。また、一月二十六日午前三時頃、パンナ一岳近くの県道二〇八号線で、猛スピードの普通乗用車がハンドル操作を誤り、道路下に転落するという交通事故が発生しました。この事故で運転していた二十歳の男性が頭部外傷などで死亡しました。

### 死亡事故の特徴

全国の平成八年中の交通事故の死者数は、九千九百四十二人でした。昭和六十二年以来、九年ぶりに一万人を下回りました。

しかし、交通事故の発生件

数が減っているわけではありません。平成八年中には七十七万八千四百四十四件の交通事故が起きており、前年より九千二百九十五件増加しました。また、負傷者数は、九十四万二千二百三人で、前年より一万九千五百二十六人増えていきます。昭和三十年代半ばから自動車が増え、交通事故が増え、昭和四十年代には「交通戦争」という言葉がうまれるほど交通事故死者が増え、全国の昭和四十五年の交通事故死者は一万六千人を越えました。

その後は、交通事故死者は減り続けましたが、昭和五十四年から再び増えはじめ、そして昭和五十五年には夜間の交通事故死者が昼間を上回りました。

夜間の交通事故が増えた原因は、生活環境の変化と、密接な関係があります。私たちの生活は、どのように変わったのでしょうか。

### 生活の二十四時間化と密接な関係

生活環境で大きく変わった点は、「生活の二十四時間化」

です。以前に比べて夜遅くまで外出するため、夜の活動時間が長くなっています。また、二十四時間営業のコンビニエンスストアやゲームセンター、カラオケボックスなど、販売や娯楽を中心とした深夜営業の店も増加しています。

夜間に外出する際は、特に交通事故に注意しなければなりません。「私は大丈夫」と思っている人もいるでしょうが、交通事故はあなただけでは関係ないというものではありません。

### 午後六～十時に多い歩行中の死亡事故

夜間の交通事故の発生状況で一番多いのは自動車の運転中で、夜間の交通事故死亡事故の実に四五・七%を占めています。次いで歩行中(三二・五%)、自転車乗車中(七・二%)、原動機付自転車乗車中(五・六%)と続きます。自動車運転中と歩行中だけで全体の八割近くを占めています。

自動車運転中の死亡者は、一六歳～二四歳の若者が四〇・九%を占め、歩行中の事故は六五歳以上のお年寄りが四六・

三%を占めています。自動車運転中の死亡事故は、午後十時から午前二時までの時間帯が最も多く、歩行中の死亡事故は午後六時から十時の間に最も多く発生しています。

### 交通事故の特徴

八重山警察署によると管内の交通事故の特徴は次のとおりです。(数字は平成八年度) ①時間別の発生件数では午後零時から午後六時までの間に事故が多く発生しています。②前方不注意や安全不確認の事故が多く、全体の約七割を占めています。

③原因別の事故は車同士の事故が約八割を占めています。④自転車事故が他署に比べ多い。

⑤交通三悪(飲酒・無免許・スピード超過)による事故は十一件あり、そのうち飲酒が六件あり、そのうちの一件が死亡事故を引き起こしました。⑥高齢者の重症事故が多く、昨年は十四人のうち九人が高齢者でした。

日頃から交通安全を心掛け、出勤時や帰宅時、交差点では徐行を心掛けましょう。

## ふるさと学習館で 郷土学習を深める



石垣小学校(石垣信高校長・生徒数五七二名)では、百年記念館内に、昔の茅ぶき屋を再現した「ふるさと学習館」を開設しました。これは、創立百十五周年を記念し、「見る・調べる・作る・遊べる・体験できる学習」の場を設けることで、昔日の生活文化を肌で感じ、郷土を見直し、郷土を愛する心を育てていく

ために造られました。同学習館は、PTAの協力を得て製作されたもので、その中には土間や板間を再現し、かつて日常生活において使用していた道具を配置してあります。同校では、これからも地域の協力で古い道具や民具を収集し、社会科の授業に役立てることにしています。(写真は4年生の皆さんです)

## 見直しませんか 成人病 あなたの生活習慣 予防のために

食生活の変化で  
がんも欧米化

統計によると、日本人の死因の第1位は「がん」。三大成人病(がん・心臓病・脳卒中)のうち、がんだけは毎年、総死者数に占める割合が増えていきます。年齢別でも、四十歳代から六十歳代までのいわゆる壮年期を迎えた人のがん死亡率の高さが目立ちます。一家を支えるべき人が病に倒れると、その影響ははかりしれません。

成人病は、毎日の生活習慣が深く関係しています。家族など周りの人と一緒に日頃の生活を振り返り改める点があれば、改善していく心がけましょう。最近のがんの動向と予防対策について紹介します。



最近、日本人のがんの特徴として挙げられるのが「がんの欧米化」です。臓器別の死亡率をみると、これまで多かった胃がんや子宮がんが減り、大腸がんや肺がん、乳がんが増えてきました。次は、それぞれ疾病別の特徴です。

【大腸がん】  
日本人の食生活が、動物性脂肪が多く食物繊維が不足ぎみの欧米スタイルになってきていることが主な原因です。

【肺がん】  
欧米で最も多いがんで、原因としては、やはり喫煙が大きく影響しているようです。喫煙は、がんだけでなく、虚血性心疾患などの心臓病をはじめ、さまざまな病気の原因となります。

【胃がん】  
大腸がんのように、食生活が関係しています。主な原因は塩分のとりすぎなどが挙げられます。

### 食生活と生活習慣を 見直してがんを予防

成人病は、食事や喫煙といった、毎日の生活と密接な関係にあります。

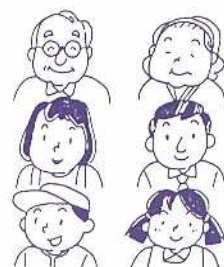
予防のためには、まず「成人病にかからない生活習慣を送る」ことです。成人病のなかでも特にがんを防ぐために次のことを心がけましょう。

- ① バランスのとれた栄養をとる
- ② 変化のある食生活を行う
- ③ 食べすぎをさけ、脂肪はひかえめに
- ④ お酒はほどほどに
- ⑤ たばこは少なめにする
- ⑥ 食物から適量のビタミンと繊維質のものを多くとる
- ⑦ 塩辛いものは少なめに、熱いものは冷まして食べよう
- ⑧ 焦げた部分はさける
- ⑨ かびに注意する
- ⑩ 日光に当たりすぎない
- ⑪ 適度な運動を行う
- ⑫ 体を清潔にする

### 成人病予防のための 食生活指針

- ① いろいろ食べて成人病予防
- ② 日常生活は食事と運動のバランスで
- ③ 適塩で高血圧と胃がん予防
- ④ 脂肪を減らして心臓病予防
- ⑤ 生野菜、緑黄色野菜でがん予防
- ⑥ 食物繊維で便秘・大腸がん予防
- ⑦ カルシウムを十分にとる
- ⑧ 甘いものはほどほどに
- ⑨ 禁煙、節酒で健康長寿

# 4月1日から消費税が変わります



働き盛り世代の所得課税の負担軽減と世代間の公平をめざした「税制改革」が行われています。所得税・個人住民税の減税が平成7年（度）から先行実施されるとともに、消費税が改正され、消費税率や中小事業者に対する特別措置などが改正されました。また、新たに地方消費税が創設されましたが、この改正は、平成9年4月1日から適用されます。

主な改正点と地方消費税の概要は以下のとおりです。

## ①消費税と地方消費税を合わせた税率が5%になります。

平成9年4月1日以降に行われる取引については、消費税の税率が4%（現行3%）になります。また、新たに創設される地方消費税の税率は消費税額の25%（消費税率換算で1%相当）になるので、消費税と地方消費税を合わせた税率は5%になります。

税額の1円未満の端数処理は5%を前提に行います。

事業者の方々は、レジや請求書等の表示などを大幅に変更する必要はありません。税率については3%から5%に変更すればよく、税額の1円未満の端数処理も、5%を税率として行って下さい。また、消費者の皆さんが買物をする際の手間もこれまでとかわりません。

## ②中小事業者に対する特例措置が改正されます。

事業者免税店制度の見直し（基準期間のない法人の納税義務免除の特例）が行われます。

その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除く）のうち、その事業年度開始の日における資本または出資の金額が1,000万円以上である法人（新設法人）については、その基準期間がない事業年度（課税期間）の納税義務は免除されません。

## 簡易課税制度が改正されます

(1) 適用上限額が引き下げられます・・・

仕入れにかかる消費税額の計算の際、現在の基準期間の課税売上高が4億円以下の事業者は、みなし仕入率を用いることができますが（簡易課税制度）、その適用上限額が4億円から2億円に引き下げられます。

(2) みなし仕入率が5区分になります・・・

平成8年度税制改正により、みなし仕入率が実態に合わせて4区分から5区分に改正され、不動産業、運輸通信業、サービス業のみなし仕入率は50%（現行60%）となります。

## 限界控除制度が段階的に廃止されます

課税期間の課税売上高が5,000万円未満の場合に納付税額が軽減される限界控除制度が廃止されます（平成8年4月1日から平成9年3月31日まで終了する課税期間及び平成9年4月1日前に開始し、同日以降終了する課税期間では、一定の金額を限度とする経過措置があります）。

## ③仕入税額控除の適用要件が改正されます

仕入税額控除の適用要件として「帳簿及び請求書等」を保存しなければなりません。

仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書など取引の事実を証明する書類（インボイス）の保存が仕入税額控除の要件となります。



## ④税率に関する経過措置

今回の改正に当たり、旅客運賃、電気料金、ガス料金、観劇等の入場料などのうち、一定の要件を満たすものについては経過措置が設けられ、現行税率（3%）が適用されます。

### 地方消費税

地方分権の推進や地域福祉の充実などを図るため、都道府県税として新たに地方消費税が創設されました。

【納税義務者】消費税の納税義務者が地方消費税の納税義務者となります。

【課税標準】国内取引（譲渡割）については納付すべき、または還付されるべき消費税額が地方消費税の課税標準となります。

輸入取引（貨物別）については、課税貨物にかかる消費税額が地方消費税の課税標準となります。

【税率】消費税額の25%（消費税率換算で1%相当）です。

【申告・納付】事業者は消費税と同一の申告書・納付書により、消費税と併せて同時に地方消費税を申告・納付することになります。地方消費税は道府県税ですが、納税者の事務負担などを勘案して、国が消費税と併せて執行することになっています。

## 消費税についてタックスアンサーを利用して下さい

税に関する相談にはコンピューターが答える税金電話相談（タックスアンサー）が便利です。今回の消費税の改正関係については、次の項目が登録されていますので、ご利用下さい。

### タックスアンサー電話番号

(098) 864-0022

ファックスでも利用できます

### タックスアンサー利用方法

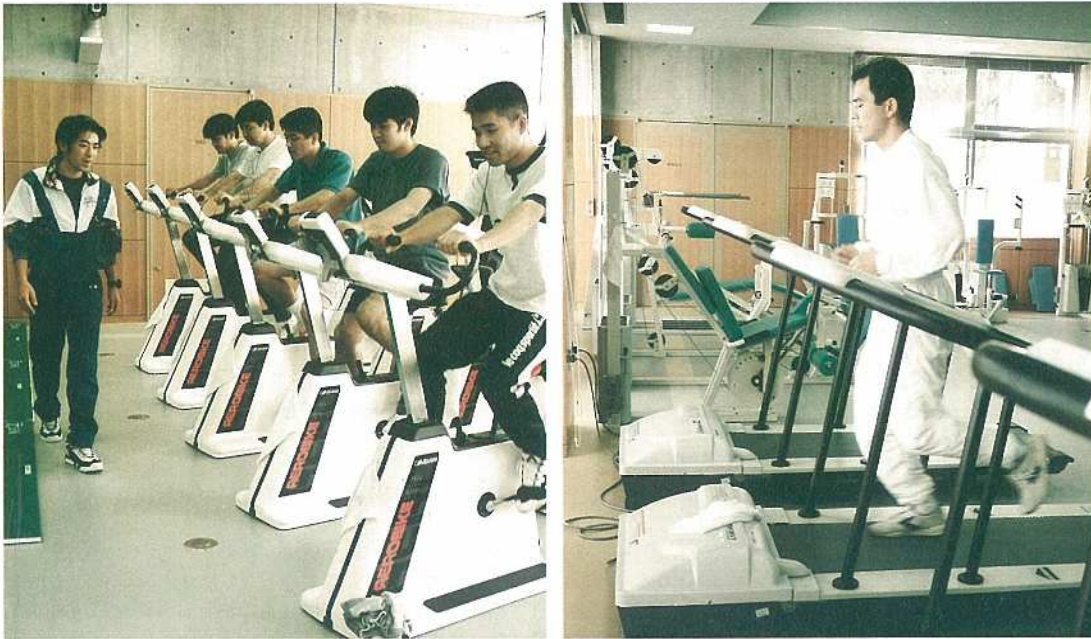
#### ①音声希望の場合

- (1) 知りたい項目のコード番号を探す
- (2) タックスアンサーに電話をかける
- (3) 案内に従って操作する
- (4) ダイヤル「0」を押す
- (5) コード番号を指定する
- (6) 音声で回答

#### ②ファックシミリ希望の場合

- (1) 音声希望の場合と同じ
- (2) 音声希望の場合と同じ
- (3) 音声希望の場合と同じ
- (4) ダイヤル「1」を押す
- (5) コード番号を指定する
- (6) 回答文が送信される

コード番号	登録項目
1031	消費税の税率の引上げ
1032	基準期間がない法人の納税義務の特例
1033	簡易課税制度を適用できる事業者の改正
1034	やむを得ない事情により課税事業者選択届出書等の提出が間に合わなかった場合
1035	限界控除制度の廃止
1036	仕入税額控除をするための帳簿及び請求書等の保存
1037	中間申告を要する事前の課税期間の確定消費税額の引下げ
1038	外税方式により領収する場合の税額の1円未満の端数処理
1039	確定申告書等に添付することとなる書類
1040	消費税の改正に伴う税率の経過措置
1041	工事の請負等に関する経過措置
1042	資産の貸付けに関する経過措置
1043	地方消費税の概要



## 総合体育館トレーニング室 使用開始のお知らせ

石垣市総合体育館のトレーニング室が、3月1日（土）から使用出来るようになりました。利用者の運動目的や体力測定結果に基づいて、健康づくりや体力の維持・向上に利用して下さい。利用方法は以下のとおりです。

### ①使用できるのは高校生以上の方です

### ②初めて使用する方へ

#### (1) 初回者講習会について

トレーニング室を初めて使用する方は、初回者講習会を1回受けて下さい。同講習会では、問診・体力測定・器具説明などを行い、受講者には利用証を交付します。

#### (2) 初回者講習会の予約

講習会の予約は電話及び総合体育館窓口で随時受付けています。1回当たりの講習会定員は12名です。（定員になり次第締切らせていただきます）尚、テキスト代として100円をご用意下さい。

#### (3) 講習会の時間

- ①午前9時～11時
- ②午後2時～4時
- ③午後7時～9時
- ④初回者講習会当日の手続き

顔写真を1葉持参の上、講習会開始時間の15分前まで

に、受け付けにおいて予約の確認を受け、使用券をお買い求め下さい。

（顔写真は、運転免許証サイズ・2.5×3.0cmです）

### ③利用証の交付を受けている方

- (1)予約は必要ありません。なお、利用証を必ずお持ち下さい。
- (2)使用手続きは、使用券をお買い求めの上、利用証を添えてトレーニング室に提出して下さい。

### ④利用料金

- 高校生—100円(2時間)
- 大 学・一般—200円(2時間)

### ⑤ 利用時間

午前9時～午後9時30分

### ⑥ 休業日

- (1)定期休館日：毎週火曜日（国民の祝日及び慰霊の日にあたる場合はその翌日）
- (2)年末年始休館日：12月28日から1月3日
- (3)臨時休館日：特別の理由により市長が休館を認めた日

連絡先：石垣市公共施設管理公社

☎ 8-5292